

## ○南アルプス市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

令和3年3月23日

告示第48号

(趣旨)

第1条 この告示は、新婚世帯に対して結婚に伴う新生活費用を支援することで、本市の少子化対策及び子育てしやすいまちづくりを推進し、人口減少に歯止めをかけることを目的に、新婚世帯が市内で新生活を開始するに伴う住居及び引っ越しに要する費用の一部について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、南アルプス市補助金等交付規則（平成15年南アルプス市規則第43号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和5年3月1日以後に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 婚姻を機に新たに住宅を取得し、改修し、又は住宅を賃借する際に要した費用であって、住宅の取得費、改修費（住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築又は設備更新等の工事の費用をいい、外構に係る工事費用並びに家電の購入及び設置に係る費用については含まない。）又は賃料、敷金、礼金（保証金等にこれに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料の費用を合計した金額をいう。ただし、勤務先から住居に係る手当が支給されている場合にあつては、当該手当分を除く。
- (3) 引越費用 引越業者又は運送業者への支払その他の引っ越しに係る費用をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付の対象となる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 次条により算出した夫婦の合計所得が500万円未満であること。
- (2) 婚姻日現在において、夫婦のいずれもが39歳以下であること。
- (3) 入居する住居が本市にあり、申請時において夫婦の双方又は一方が、当該住居を住民票の住所としていること。
- (4) 生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助を受けていないこと。
- (5) 夫婦のいずれもが市町村税等を滞納していないこと。
- (6) 夫婦のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平

成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(7) 過去に夫婦の双方又は一方が内閣府の定める地域少子化対策重点推進交付金交付要綱及び地域少子化対策重点推進事業実施要領に関する補助を受けていないこと。

(8) 夫婦の双方又は一方が補助金の交付を受けた日から、5年を超えて市内に定住する意思があること。

(世帯の所得の算出方法)

第4条 前条第1号に定める世帯の所得を算出する方法は、所得証明書をもとに、申請日の属する年の前年(前年の所得が記載された所得証明書が取得できない期間については前々年)の夫婦の所得を合算した金額とする。ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金(公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。)の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した夫婦の所得を合算した金額から貸与型奨学金の年間返済額(申請日の属する年の前年(前年の所得が記載された所得証明書が取得できない期間については前々年)に返還をした額をいう。以下同じ。)を控除した金額とする。

(補助金の額及び対象期間)

第5条 補助金の額は、住居費及び引越費用を合計した額とし、1世帯当たり30万円(婚姻日において夫婦のいずれもが29歳以下である場合は60万円)を上限とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付の対象となる期間は、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(次条において「申請者」という。)は、南アルプス市結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)

(2) 申請世帯全員の住民票の写し

(3) 所得証明書

(4) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類(現に貸与型奨学金の返済を行っている場合に限る。)

(5) 住宅の売買契約書の写し(住居費における購入の場合に限る。)

(6) 住宅の請負契約書の写し又はこれに相当するもの(住居費における新築又は改修の場合に限る。)

- (7) 住宅の賃貸借契約書の写し（住居費における賃貸借の場合に限る。）
- (8) 住宅手当支給証明書（様式第2号）
- (9) 住居費を支払ったことが分かる書類
- (10) 市町村税等の滞納がないことが分かる書類（納税証明書等）
- (11) 引越費用に係る領収書の写し
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容及び関係書類等を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、南アルプス市結婚新生活支援事業補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更及び承認）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下この条及び第10条において「補助対象者」という。）は、その申請事項に変更が生じた場合は、速やかに、南アルプス市結婚新生活支援事業補助金交付変更申請書（様式第4号）に、第6条各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて、市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、承認の可否を決定したときは、南アルプス市結婚新生活支援事業補助金（交付・不交付）変更決定通知書（様式第5号）により、当該補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第9条 第7条又は前条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、南アルプス市結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに、補助金を交付するものとする。

（補助金等の取消し及び返還）

第10条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が交付決定の取消しの必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消し、又はその額を減額した場

合において、既に補助金の全部又は一部が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(継続補助に係る経過措置)

第2条 令和4年度においてこの補助金の交付の決定を受け、補助金の上限の額に満たない者であって、令和5年度に引き続き当該補助金の交付に係る対象経費の支出があった者は、この支出額のうち令和5年度に支出した額を申請することができる。ただし、この場合において適用する規定は、令和5年南アルプス市告示第56号の改正前告示（次項において「改正前告示」という。）とする。

2 前項の規定による申請の上限は、令和4年度に補助金の交付を受けた額と令和5年度に支出した額を合算して得た額によるものとし、改正前告示第5条に規定する限度までとする。

(失効)

第3条 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和4年3月23日告示第66号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定（「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月22日告示第56号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）南アルプス市長

住 所  
氏 名  
電話番号

㊞

南アルプス市結婚新生活支援事業補助金交付申請書

南アルプス市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

	氏 名	生年月日	仕事	勤務先	婚姻時の年齢	
申請者	(ふりがな)	年 月 日	有・無	(会社名) (電話番号)	歳	
配偶者	(ふりがな)	年 月 日	有・無	(会社名) (電話番号)	歳	
1	婚姻届提出日	年 月 日				
2	住民登録日	夫：年 月 日	妻：年 月 日			
3	所得	夫：円	妻：円	合計 円		
	貸与型奨学金返済額	夫：円	妻：円	合計 円		
4 事業 内 訳	住居費	取得	契約締結年月日 年 月 日			
			契約金額 (A) 円			
	改修	費用 (B)	円			
	賃 貸	家 賃	円			
			家賃月額	円	－	
			住宅手当月額	円	×	
			支払済家賃	円	簡月	
			(年 月 日～年 月 日)			
		敷金	円			
		礼金	円			
	共益費	円				
	仲介手数料	円				
	小計 (C)	円				
引越 し	引越し日	年 月 日				
	費用 (D)	円				
	合計 E (A+B+C+D)	円				
5	補助申請額	円				
	※Eと30万円（夫婦ともに29歳以下の世帯の場合は60万円）を比較し、少ない額を記入 ※1,000円未満の端数は切捨て	円				

<p>6 同意及び確認</p> <p>※該当する項目にレ点を記入</p>	<p>申請者</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、市がこの補助金申請の事務処理に必要な範囲において、市が私の戸籍（本籍地が本市にある場合）、住民票、所得及び市税の納付状況について南アルプス市の関係各課に照会することに同意します。</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助を受けていません。</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、過去に地域少子化対策重点推進交付金に基づく補助を受けていません。</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、市税等の滞納がありません。</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、勤務先から住宅手当を受給していません。</p> <p><input type="checkbox"/> 補助金の交付を受けた日から、5年を超えて市内に定住する意思があります。</p> <p>申請者氏名 <span style="float:right">㊟ (旧姓 )</span></p>
	<p>配偶者</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、市がこの補助金申請の事務処理に必要な範囲において、市が私の戸籍（本籍地が本市にある場合）、住民票、所得及び市税の納付状況について南アルプス市の関係各課に照会することに同意します。</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助を受けていません。</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、過去に地域少子化対策重点推進交付金に基づく補助を受けていません。</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、市税等の滞納がありません。</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、勤務先から住宅手当を受給していません。</p> <p><input type="checkbox"/> 補助金の交付を受けた日から、5年を超えて市内に定住する意思があります。</p> <p>配偶者氏名 <span style="float:right">㊟ (旧姓 )</span></p>
<p>7 添付書類</p> <p>※該当する項目にレ点を記入</p>	<p><input type="checkbox"/> 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）</p> <p><input type="checkbox"/> 申請世帯全員の住民票の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 所得証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 【貸与型奨学金の返済を行っている場合】申請日の属する年度の前年中の年間返済額が分かる書類</p> <p><input type="checkbox"/> 【住居費】（新築の場合）請負契約書の写し（購入の場合）売買契約書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 【住居費（賃貸借の場合）】賃貸借契約書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 【住居費（改修の場合）】契約書、支払明細書等の改修内容とその金額の内訳がわかる書類の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 【住宅費】住宅手当支給証明書（給与所得者全員分）（様式第2号）</p> <p><input type="checkbox"/> 【住居費を支払ったことが分かる書類】領収書の写し等</p> <p><input type="checkbox"/> 【市町村税等の滞納がないことが分かる書類】納税証明書等</p> <p><input type="checkbox"/> 【引越の場合】引越費用に係る領収書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ( )</p>

(注) 次のいずれかに該当する場合は、6の同意及び確認において署名捺印があれば、それぞれ次の書類の添付を省略することができます。

- ・本籍地が本市にある場合：戸籍謄本
- ・申請日の属する年度の前年1月1日以前から継続して本市に住所を有する場合：所得証明書及び納税証明書
- ・申請日において本市に住所を有する場合：住民票の写し

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）南アルプス市長

給与等の支払者  
所在地  
名称  
氏名  
電話番号

⑩

### 住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

#### 記

#### 1 対象者

住 所	
氏 名	

#### 2 住所手当支給状況

（1）支給している

（2）支給していない

支給している場合記入
年 月現在
住宅手当 円/月額

#### 注意事項

- 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担するすべての手当等の月額です。
- 住宅手当支給状況については、（1）、（2）のいずれかに○印をつけてください。
- 住宅手当を支給している場合は、直近の住宅手当月額を記入してください。
- 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

様式第3号（第7条関係）

南アルプス市指令 第 号  
年 月 日

様

南アルプス市長 印

南アルプス市結婚新生活支援事業補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった南アルプス市結婚新生活支援事業補助金について、次のとおり（交付・不交付）決定したので、南アルプス市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

交付の条件

1 南アルプス市補助金等交付規則及び南アルプス市結婚新生活支援事業補助金交付要綱を遵守すること。

交付内訳

住居費	円
引越費用	円
合計	円

不交付の理由 \_\_\_\_\_



様式第4号（第8条関係）

年 月 日

（宛先）南アルプス市長

住 所  
氏 名 ④  
電話番号

南アルプス市結婚新生活支援事業補助金交付変更申請書

年 月 日付第 号で補助金の交付の決定を受けた南アルプス市結婚新生活支援事業補助金について、申請事項を変更したいので、南アルプス市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 変更内容		
改修	費用 A	円
	家賃	円 家賃 月額 円 - 住宅手当 月額 円 × 支払済家賃 簡月 ( 年 月 日 ~ 年 月 日)
賃貸	敷金	円
	礼金	円
	共益費	円
	仲介手数料	円
	小計 B	円
引越	引越し日	年 月 日
	費用 C	円
合計 D (A+B+C)		円
2	補助申請額の変更 ※Dと30万円（夫婦ともに29歳以下の世帯の場合は60万円）を比較し、少ない額を記入 ※1,000円未満の端数は切捨て	円
3	その他の変更	



様式第5号（第8条関係）

南アルプス市指令 第 号  
年 月 日

様

南アルプス市長



南アルプス市結婚新生活支援事業補助金（交付・不交付）変更決定通知書

年 月 日付で補助金変更交付申請のあった南アルプス市結婚新生活支援事業補助金について、次のとおり決定したので、南アルプス市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

補助金変更交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

交付の条件

- 南アルプス市補助金等交付規則及び南アルプス市結婚新生活支援事業補助金交付要綱を遵守すること。

交付内訳

住居費	円
引越費用	円
合計	円

様式第6号（第9条関係）

南アルプス市結婚新生活支援事業補助金交付請求書

金 \_\_\_\_\_ 円也

ただし、 年 月 日付南アルプス市指令第 号により補助金交付の決定を受けた南アルプス市結婚新生活支援事業補助金として上記のとおり請求します。

年 月 日

（宛先）南アルプス市長

請求者  
住 所  
氏 名  
電話番号

㊞

振込先

金融機関名	
支店・支所名	
預金種別	普通・当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第8条関係)

様式第6号 (第9条関係)